



特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整数の推移

刑事施設や少年院では、社会福祉士等が配置(一部施設を除く)され、高齢又は障害を有する者に対して関係機関と連携して「特別調整」と呼ばれる福祉的支援の取組を行っております。

今回は、「特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数」について、令和5年度版「再犯防止推進白書」から一部抜粋して御紹介します。

「特別調整」とは、受刑者等のうち、帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、刑事施設や少年院を出所・出院後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、刑事施設、少年院、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の社会復帰支援につなげるための取組のことで。

この「特別調整」により福祉サービス等の利用に向けて調整を行った者の数の推移(平成30年度～令和4年度)は以下の通りです。

令和4年度の特別調整の終結人員は752人で、その内訳(複数該当あり)では、高齢者350人、身体障害者99人、知的障害者188人、精神障害者350人となっており、令和3年度までは「高齢者」が最多でしたが、令和4年度では「高齢者」、「精神障害者」が同数で最多となっております。

新受刑者数が年々減少している中で、特別調整の終結人員はほぼ横ばいで推移しておりますので、福祉的支援をはじめとした社会復帰支援の重要性がわかります。

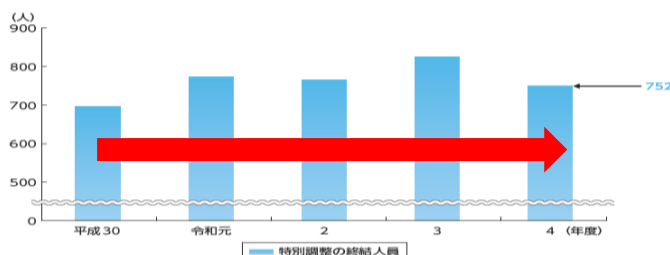
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号 10】

(平成30年度～令和4年度)

年 度	特別調整の 終結人員	内訳	高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成30年度	698		384	87	187	227
令和元年度	775		398	106	199	317
2	767		370	104	211	311
3	826		401	90	235	373
4	752		350	99	188	350

注 1 法務省調査による。
2 「終結人員」は、少年を含む。
3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
4 内訳は重複計上による。



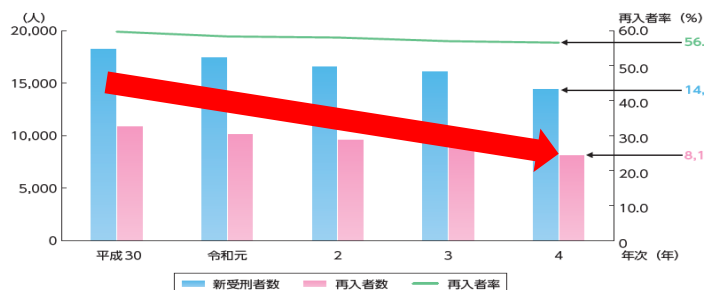
「特別調整」終結人員は
ほぼ横ばいで推移

2 新受刑者中の再入者数及び再入率【指標番号 2】

(平成30年～令和4年)

年 次	新受刑者数	再入者数	再入率
平成30年	18,272	10,902	59.7
令和元年度	17,464	10,187	58.3
2	16,620	9,640	58.0
3	16,152	9,203	57.0
4	14,460	8,180	56.6

注 1 法務省・矯正統計年報による。
2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。
3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
4 「再入率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



新受刑者数は
年々減少傾向

「受刑者の福祉的支援に係る協議会」を開催しました

令和5年11月10日(金)、「**受刑者の福祉的支援に係る管区ブロック協議会**」を開催しました。

本協議会は、管内刑事施設に勤務する社会福祉士等の職員を対象として、特別調整をはじめとした福祉的支援に係る取組等について協議を行う場として、例年、東京矯正管区において開催しているものです。

各施設の取組からは、「特別調整には※本人同意が必要なため、出所後の生活のイメージや福祉的支援のわかりやすい説明をしています」、「地域の居住支援法人等と意見交換会を実施しています」など福祉的支援に係るさまざまな報告がありました。

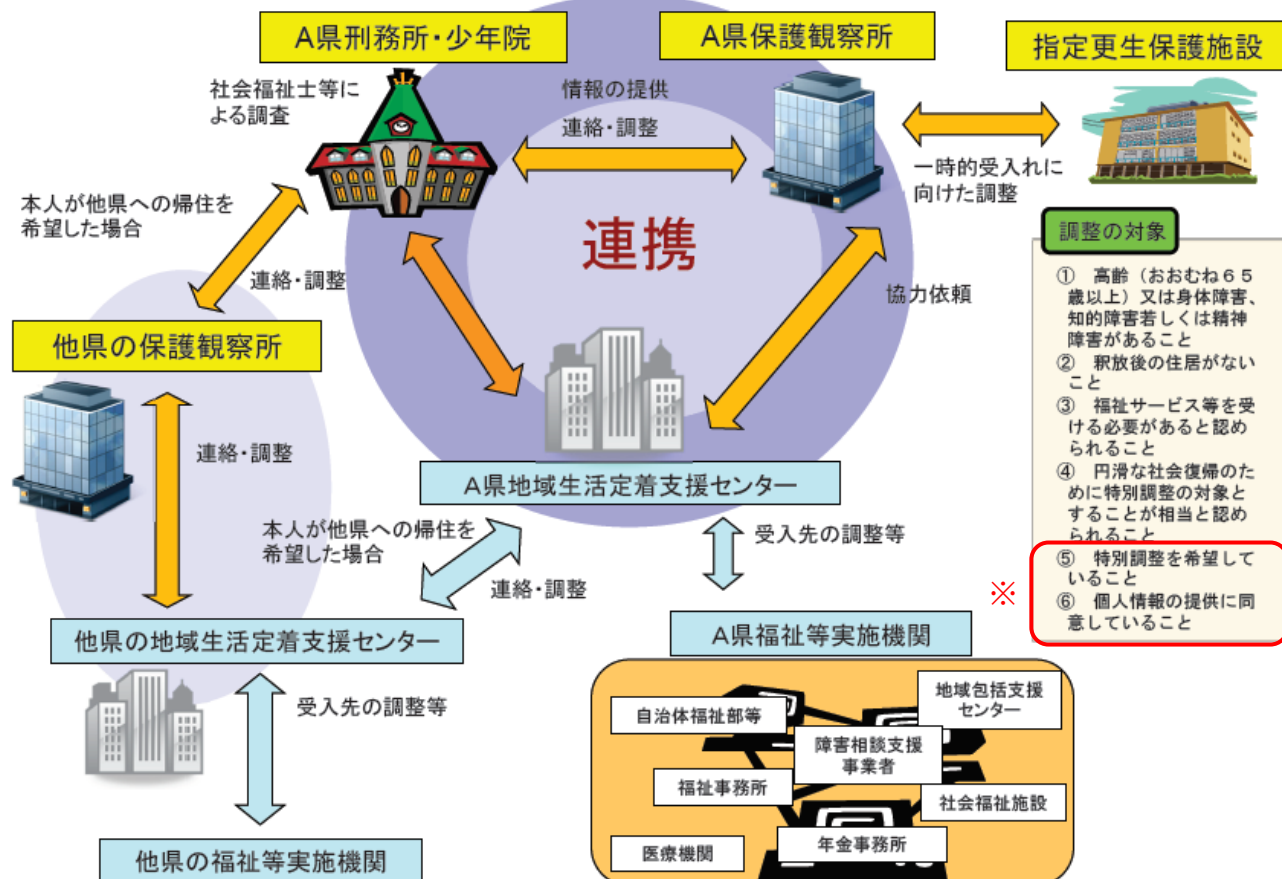
【受刑者の福祉的支援に係る協議会】

特別調整には※本人同意が必要なため、出所後の生活のイメージや、福祉的支援のわかりやすい説明をしています。

地域の居住支援法人等と意見交換会を実施しています。



高齢又は障害により自立困難な受刑者等の特別調整について



出典：法務省資料による。

出典：令和5年版 再犯防止推進白書（一部加工）



犯罪に
戻らない 戻さない
立ち直りを支える地域の力

No one will be left behind